

総務常任委員会の記録

(町民課・吉野生支所)

招 集 年 月 日	令和5年3月3日 (金)
招 集 の 場 所	松野町議会議場
開 会	3月14日 (火) 午前 8時59分
閉 会	同 上 午前10時38分
出 席 委 員	山石 恭助、山崎 匡、加藤 康幸、森岡 健治、赤松 紀幸、 安西 博文、山田 寛二
欠 席 委 員	
付議事件説明 のため出席 した者の職氏名	町長 坂本 浩、副町長 八十島 温夫、 課長 久保田 忠、課長補佐 矢野 誠一、課長補佐 浦田 良香、 係長 岩城 洋子、係長 倉田 登史、係長 有馬 宗佑
職務のため出席 した者の職氏名	議会事務局長 大谷 吉廣
付 議 事 件	1 議案第18号 令和5年度松野町一般会計予算について ◎歳入 (該当分) ◎歳出 2款 総務費 3款 民生費 10款 教育費 2 議案第19号 令和5年度松野町国民健康保険特別会計予算に ついて 3 議案第21号 令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別 会計予算について 4 議案第23号 令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特 別会計予算について

山石委員長	<p>ただいまから、町民課・吉野生支所 所管の付託案件の審査を行います。</p> <p>議案第18号「令和5年度松野町一般会計予算」歳入該当分、歳出2款総務費、3款民生費、10款教育費、町民課・吉野生支所 所管分の審査を行います。</p> <p>担当課長に説明を求めます。</p>
久保田課長	<p>(業務計画について業務計画書により説明)</p> <p>議案第18号「令和5年度松野町一般会計歳入歳出予算」の町民課分について説明いたします。</p> <p>まず、歳出の説明をいたします。</p> <p>予算書51ページ。2款 総務費 2項 徴税費 1目 税務総務費は、15,995千円で、賦課徴収及び、固定資産係2名分の人件費と、3名分の固定資産評価審査委員の報酬。</p> <p>旅費及び、地方税研修会参加負担金については、恒例の県外研修について、新型コロナウイルス感染症の予防対策として浸透したりモートによる固定資産税の事務や土地評価の実務演習等に参加する予定であります。</p> <p>委託料については、固定資産課税客体的確な把握と適正な課税を行ううえで必要な業務を計上しています。</p> <p>地籍図訂正用図面作成委託料については、従来の測量士による登記資料に加え、より専門的な資料を必要とする事例があることから、土地家屋調査士による業務を加えています。</p> <p>52ページ。2目 賦課徴収費は、5,977千円で、賦課徴収及び、固定資産係の町県民税・固定資産税・軽自動車税に係る業務の経費を計上しています。</p> <p>国保税を含めた各種の納税通知書及び納入書に加え、コンビニ納付書等の発行等の業務については、令和4年度から四国情報管理センターにアウトソーシングしており、経費が不要となっています。それ以外の帳票は、総務課において一括管理されています。</p>

委託料には、土地評価システムの保守費用等を計上しています。

納税環境整備の一環として、コンビニ収納と電子機器による決済サービス収納の代行業務に係る経費は、令和4年度から出納室の予算に計上をしています。なお、複数の自治体への地方税の納税を一度の手続きで行なえるようにする、共通電子納税システムを導入しています。個人住民税・法人住民税・法人事業税・事業所税のシステム使用料1,854千円。家屋評価において、間取り図を描くことで固定資産税の基となる評点が自動的に計算することができる、家屋評価システム使用料733千円。滞納整理業務で必須となる預貯金照会システム使用料280千円。

未収になっている滞納繰越分については、滞納者との折衝・納税指導を行い徴収に努めています。しかし、その中でも高額な滞納者について国保税と併せて、年間10件を愛媛地方税滞納整理機構に移管し、法的措置を講じ、可能な限り徴収するように努めています。愛媛地方税滞納整理機構に対する委託・事務費を愛媛地方税滞納整理機構負担金として、1,100千円を計上しています。

なお、所得更生による各種税の還付金を、前年度実績により1,000千円を計上しています。

53ページ。3項 1目 戸籍住民基本台帳費は、15,598千円で、住民窓口係1名分の人件費と、窓口業務のシステムの使用料7,075千円。

休日及び、時間外交付窓口を開設するとともに、日本郵便とのマイナンバーカードの申請サポート事業を実施するための関連経費を新規に2,683千円計上しています。

57ページ。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費は、110,029千円で、総務福祉係2名分の人件費等を計上しています。

58ページ。社会福祉協議会補助金23,330千円は、団体の育成として補助金を交付するものであります。

社会福祉協議会においては、社会福祉法人としての法人運営事業として、理事会及び評議員会の開催、監事による監査の実施。また、敬老式、福祉のつどい、戦没者追悼式を開催しており、地域福祉推進事業として、地域福祉活動計画やボランティアグループ・日赤奉仕団への支援と活動の推進、ふれあい郵便、生きがい活動支援通所事業として6班での実施。学校等で行う福祉教育の教材として児童用の高齢者疑似体験、生活支援体制整備事業として生活支援コーディネーター業務、ふれあい・いきいきサロン10グループの活動に対する支援を行っています。

福祉相談・援助活動事業として、毎月開催している心配ごと相談事業、福祉サービス利用援助事業、法人成年後見人事業、生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、小口資金貸付事業などを実施しています。

そのほか、共同募金運動等の推進。老人クラブ連合会や身体障害者福祉協議会・遺族会等への自立支援など、福祉団体の事務等を行っています。

このような業務は、町行政で行えないため、社協が行う地域福祉推進事業に位置付けて委託をしているところであります。

民生児童委員協議会補助金は3,325千円を計上しており、そのうち50万円は、民生児童委員の改選の翌年に行われる研修会の経費の一部を町が補填するものであります。

国民健康保険特別会計繰出金68,342千円を計上しています。

2目 国民年金事務費は、5,150千円で、総務福祉係1名分の人件費と、年金業務に係る事務費を計上しています。

62ページ。5目 人権・同和対策費は、10,929千円で、人権福祉係1名分の人件費と、15名中、支給対象となる14名分の差別撤廃・人権擁護審議会委員の報酬。

全国同和対策教育協議会等の出張に伴う旅費。及び、本年度は、全国水平社・愛媛県水平社が創立100周年を迎えることから、記念大会等の参加費用等を追加しています。

また、人権団体への負担金及び団体育成補助金を計上しています。

63ページ。6目 隣保館費は、19,072千円で、隣保館の会計年度任用職員2名分の人件費と、隣保館館長2名分・放課後児童クラブ支援員3名分・15名中、支給対象となる13名分の隣保館運営審議会委員の報酬。

全国同和対策教育協議会等の出張に伴う旅費に先ほど説明を行った、水平社の記念大会に係る参加費用を追加。2館の各種講座の開設に伴う経費及び講師謝礼に加えて、放課後児童クラブ等の運営経費を計上しています。

64ページ。ふれあいセンターの空調機は、平成7年に整備して以来、27年が経過し2機が故障しているため、機器を更改するもので備品購入費として、1,943千円を計上しています。

65ページ。8目 後期高齢者医療保険事業費は、84,361千円で、保険事業係の健康診査委託料及び、後期高齢者広域連合算定による療養給付費負担金。

事務費分や保険料軽減分を主な要因とする後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金を計上しています。

2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費は、57,830千円で、児童福祉係1名分の人件費と、7名分の子ども・子育て会議委員の報酬。

66ページ。愛媛県が、子ども子育て応援基金のファンドを創設したことに伴い、子どもの居場所づくりや子どもを支える地域の様々な活動を応援する子どもの愛顔応援県民会議の負担金。

乳幼児用・紙おむつ券交付事業費補助金、子ども医療費給付金、児童手当給付金を計上しています。

国保中央会の基幹システム・国保総合システムが令和6年3月に保守期限を迎えるため、次期国保総合システムに更改されます。そこで、国保保険者のニーズに合わせて、そのシステムを補完する愛媛県国保連合会の外付けシステムも更改が必要となったため、新規に次期国保総合システム外付け機能開発経費負担金590千円を計上しています。

また、子育て世帯の一層の医療負担の軽減を図り、子育ての更なる支

援を図るため、子ども医療費助成の対象年齢を現在15歳・中学生世代までにしていますが、令和5年10月を目途に、18歳・高校生世代まで拡大するため、83名分の費用として、新規に乳幼児医療システム改造委託料172万4千円及び、子ども医療給付費・拡充分として155万1千円を追加計上しています。なお、重点施策事業の説明資料64ページに事業の目的、概要等を掲載していますので、参考にして下さい。

2目 母子福祉費は、2,972千円で、児童福祉係のひとり親家庭医療費給付金等を計上しています。

67ページ。3目 保育所費は、119,636千円であります。

保育園において外部登用する園長を始め、職員及び会計年度任用職員は昨年度同様の28名分、保育園入園予定者も昨年度同様の100名としています。人員基準上、人員配置を手厚くなる0歳児の割合が減っています。

職員の職種別では、施設長1名・保育士及び保育士補助21名・栄養士及び調理員6名としております。年度当初においては、人員基準は守られている状況にあります。

68から69ページ。保育園の運営経費に加えて、園児の安全確保対策に係る園庭入り口付近のフェンス設置に係る工事請負費441千円。

また、町外の保育園に預け入れる広域入所児童委託料2名分2,194千円及び、同事業の負担金2名分3,287千円に加え、本来保育園には入園ができない保護者の都合による出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育できない場合に、24時間いつでも、宿泊が伴う短期間子どもを預ける子育て短期支援事業を実施し、この事業では、満18歳未満までの子どもを対象とし、50日分379千円を計上しています。

4目 児童福祉施設費を新設し、予算額は2,695千円であり、放課後児童センターの令和7年度オープンを目指して整備等を進めていることから、当課は、施設の物納(コンテナ:6ユニット(約170㎡))を受けるため、施設周辺の整備を行う必要があり、その外構工事に係る

実施設計委託料を新規に計上しています。なお、重点施策事業の説明資料58・59ページに事業の目的、概要等を掲載していますので、参考にしてください。

3項 生活保護費 1目 扶助費、及び、70ページ、4項 1目 災害救助費は、存置予算として計上しています。

歳入に移ります。主な項目について説明いたします。

予算書13ページ。1款 1項 町民税は、104,072千円で、新型コロナウイルス感染症の影響が少なからず出ているものの、地域経済は緩やかに回復していることから、個人所得割・法人税割については、過去3ヶ年の実績に基づき算出し、個人及び法人の均等割については、課税の基準日となる1月1日の個人課税対象者数及び、法人ごとの資本金額と従業員数に応じた法人税割を算出しています。

14ページ。2項 固定資産税は、140,571千円であり、過去3ヶ年の土地・家屋・償却資産の課税標準額の実績に基づき算出しております。

3項 軽自動車税は、17,370千円であり、地方税等の改正により、令和元年10月に環境性能割が新設され、前年度実績により約50台分、種別割では、原動機付き自転車232台、二輪・小型特殊を含む軽自動車の登録台数2,062台分、全体で前年度対比7台の減で見込んだところであります。

15ページ。4項 市町村たばこ税は、22,100千円であり、紙たばこについては、成年人口の減少と高齢化の進展等の構造的要因及び、禁煙環境等規制の強化などを背景に販売数量は減少しているものの、電子たばこの出現により銘柄を変更されるなど、電子たばこの喫煙本数が増加傾向にあることから、過去3年の平均購入本数で見込んでいます。

17ページ。8款 1項 1目 1節 環境性能割交付金は2,500千円であり、軽自動車税に係る財源調整のため、交付されるものとなります。

19ページ。12款 2項 1目 2節 保育所費負担金は4,120千円で、保育料無償化に伴う保護者負担金や、他市町より当町の保育園に受け入れる園児分や、保護者の都合による短期間預かる事業分の負担金などを計上しています。

21ページ。13款 2項 1目 総務手数料は1,750千円で、税務及び、戸籍住民基本台帳手数料であります。

14款 1項 1目 1節 社会福祉総務費負担金、5,023千円は、国民健康保険基盤安定事業費負担金分。及び、未就学児均等割の保険税軽減の措置分を計上しています。

22ページ。4節 児童福祉総務費負担金は、25,256千円で、児童手当交付金の給付対象者の見込み分であります。

5節 保育所費負担金は、1,176千円であり、これは町外の保育園に預け入れる広域入所私立保育園委託料分として措置される子どものための教育・保育給付費負担金等であります。

2項 1目 3節 戸籍住民基本台帳費補助金、2,364千円は、通知カード・個人番号カード関連の事務にかかる補助分であります。

23ページ。2目 3節 保育所費補助金、1,457千円は、子ども・子育て支援事業交付金を計上しています。

24ページ。3項 2目 民生費委託金は、1,148千円で、主に国民年金事務にかかる委託金であります。

15款 1項 2目 1節 社会福祉総務費負担金は、19,014千円で、国民健康保険の保険税軽減の措置分及び、未就学児均等割の保険税軽減の措置分を計上しています。

4節 後期高齢者医療保険事業費負担金は、後期高齢者医療の保険料軽減の措置分18,631千円であります。

5節 児童福祉総務費負担金は、5,642千円で、先ほど国庫負担金で説明したとおりであります。

25ページ。6節 保育所費負担金は、588千円で、これは、町内の保育園に受け入れる広域入所私立保育園委託料分として措置される

子どものための教育・保育給付費負担金等であります。

2項 2目 1節 社会福祉総務費補助金、1,205千円は、主に民生児童委員・主任児童委員の実費弁償費補助金であります。

4節 隣保館費補助金は、8,593千円であります。

5節 児童福祉総務費補助金は、2,201千円で、乳幼児医療費助成事業費分と、

26ページ。愛顔の子育て応援事業費分であります。

6節 母子福祉費補助金は、1,366千円で、ひとり親家庭医療費助成事業費分であります。

7節 保育所費補助金は、子ども・子育て支援事業交付金1,457千円であります。

27ページ。3項 1目 2節 賦課徴収費委託金は、県民税徴収取扱金分であり、納税義務者数により、4,554千円を見込んでいます。

32ページ。20款 4項 3節 保育所職員給食実費徴収金は、1,875千円で、これは保育士・栄養士等の職員分を計上しています。

34ページ。21款 1項 1目 1節 過疎対策事業債の内、町民課所管分は、12,300千円で、ソフト事業の上限抑制により対象事業の見直しを行っており、結婚・出産・子育て応援事業となる「子ども医療費助成事業」、「ひとり親家庭医療費助成事業」分の補助残、及び、ハード事業として「放課後児童センター整備事業」について充当しています。

続いて、吉野生支所分について説明いたします。

歳出においては、予算書46ページ。

2款 1項 8目 支所費は、326千円で、事務及び、施設管理経費であります。

114ページ。10款 4項 4目 吉野生交流促進センター費は、3,603千円で施設管理経費を計上しています。

なお、吉野生交流促進センター費は、教育課が所管しております。

以上で、町民課及び、吉野生支所分の説明を終わります。よろしくご

<p>山石委員長</p>	<p>審議をいただき、ご承認賜わるようお願いいたします。</p> <p>担当課長の説明が終わりました。</p> <p>委員からの質問を許します。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>業務計画の23ページのところなんですけれども、子育て対策の推進ということで、いろいろ書かれてるんですけども、最近、痛ましい事件というか幼児虐待の件とかよくニュースにされるんですけど、我が町でそういうことの情報とか、そういう内容とかの、確認のシステムとか、その後の対策のマニュアルみたいなものが、もしあるのなら、お聞かせしていただきたらと思います。</p>
<p>久保田課長</p>	<p>山崎委員の児童虐待等に対する対応など、それに対応するマニュアル等の整備状況についての質問だと思います。</p> <p>内容につきましては、町内において、児童虐待とはいきませんが、それに近い事案等が発生する場合があります。</p> <p>その場合においては、教育関係者、通報義務等がある職員が対象になりますので、その職員さんをはじめ、担当課は町民課、児童福祉系の虐待担当、児童虐待担当がありますので、そちらと連携を図り、内容によっては児童相談所に通報するということになります。</p> <p>しかしながら、今現在において、重大な虐待という事案は発生しておりません。</p> <p>マニュアルにつきましても、厚生労働省所管の通知等それぞれ基準がありますので、その基準に従って、対応マニュアルも若干なり整備し、今現在対応している状況にあります。</p>
<p>赤松委員</p>	<p>まず第1点目でございますが、現在放課後児童クラブは、隣保館事業として実施をされているわけでございますが、今ほどの説明によりますと、西小学校の校内に新設した場合、隣保館事業ではなくなるわけでございますが、ここに至るまでに、隣保館運営審議会等とも十分協議をされてきていると思われませんが、審議会の意見はどうか、お聞きしたいと思います。</p> <p>なお、隣保館事業でなくなった場合は、運営事業費は、どのようにな</p>

久保田課長

るのか、お伺いをしたいと思います。

それから児童クラブ施設周辺の整備に伴う外構工事はどのようなものがあるのか、考えられているのか、その経費の概要等もお聞きをしたいと思います。

まず第1点目よろしくお願ひします。

赤松議員の放課後児童クラブ整備事業と含めて、現在の放課後児童クラブと隣保館活動の中の位置づけとの関連、同じような内容でありますので2つをまとめて報告させていただくことと、あと外構工事の関係、内容をいうことでしたので、まず放課後児童クラブの関係から答弁いたします。

放課後児童クラブについては、隣保館運営の中で今実施しておりますが、その審議会との絡みということで、本来隣保館の事業においては、隣保館の相談事業を含めた全体の基本的な運営とそれ以外に、相談事業と別の地域交流促進事業として、30万程度の補助、財源を使った内容があります。

そのプラスアルファの補助事業については本来であれば、地域全体で、各種講座等を開設することによる事業が主な内容でありますので、補助基準額を大きくオーバーするような状況であり、審議会の中での話ということではありますが、隣保館運営とは、実際に関係ない放課後児童クラブが入っている状況なので、それが外れても隣保館運営には影響がないということで、文書の持ち回り決裁のような形でちょっと軽微な報告で終わらせていただいております。

もう1点、同じ関連ではありますが補助の内容という形になりますが、隣保館事業に関しましては、隣保館運営事業の補助の地域交流促進事業として、ふれあいセンターの運営を行っております。

これにつきましては先ほど言いました補助基準額が41万3千円だったと思いますが、それに対する3分の2の31万円の補助ということで、学童事業を今現在しておりますが、ほとんどが人件費となっております。よってこの事業のほぼ全てが、一般財源の持ち出しという状況に

あります。

これが今後、放課後児童クラブを西小学校の敷地内に整備すると同時に、補助基準等がちょっと厳しくはなるわけなんです、放課後児童クラブの開所日、時間の見直し改善を行い、利用者等の利便性を図り、運営経費については、放課後児童健全育成事業ということで、全く別の予算、児童福祉事業の予算として、国が3分の1、県が3分の1が対象となり、一般財源の持ち出しが大幅に減る流れになります。

外構工事におきましては、体育館前の園庭、樹木等を全部撤去する計画であります。

今回物納でふるさと納税の対象となる物件は、建物と建物周辺として大体1メートルぐらいのところまでが対象となりますので、それ以外にかかる整備が全て対象となります。今回、外構工事とはいえ、西小学校の敷地に入る場合、先ほどコンテナハウス6ユニットを持ち込むということで説明させていただきましたが、敷地に入るには、正門からコンテナ、トラックを搬入することができないため、裏門から搬入させるため裏校門の撤去、その周りにある遊具、また運動場においても、かなり重量のあるトラックを搬入させるために、わだちができますので、その改修が必要となります。あと、放課後児童クラブの前の樹木等の撤去したところにおいて、駐車場等あわせて何か植栽をする必要があるかどうか、これについては、今年度中、初期において検討し、今回の委託料に含めた内容を検討する予定であります。

まだ詳細な決定が今できてない状況であります。

赤 松 委 員

詳細に説明いただきましてよく分ったわけですが、放課後児童クラブの場所が移転したということでの財源的なことについては、ちょうど心配がないということですので、安心をしたわけですが、特にむしろ新しく学校のほうに移動した場合には、手当や補償制度があるようですので、それを活用しての事業となるわけですので、これも安心をしたところですが、それと外構工事については、大変詳しい説明でありましたので、よく分かりま

久保田課長

した。

それでは次に2点目として、子ども医療助成事業についてお聞きしたいんですが、今回、新しく、子ども医療助成の対象年齢を18歳まで引き上げるといってございますが、年間通じてどのぐらいの、今回は、10月からの実施といってございますが、およそ年間通じて、どのぐらいの財源を見込んでおられるのか。

次に地域福祉の担い手である、民生児童委員の成り手不足が深刻化しているということを見ても見たわけですが、全国の充足率は93.7%ということですが、愛媛県は全国2位の99.58%という高い充足率であるといってございますが、本町ではどのような状況にあるのか、お伺いをいたします。

それと25ページの、地域福祉計画の推進というところに、各部落の地域福祉活動計画及び地域計画の具現化のため、全職員の協働による支援ということがうたわれているわけですが、職員の支援について、具体的にどのような方法を実施されるお考えなのか、お伺いをいたします。

今ほど、子ども医療の関係と、民生児童委員の関係、あわせて地域福祉計画の推進のところの3点の質問がありました。

まず、子ども医療の関係の答弁です。

施策説明書においては、具体的に数値が入ってなかったということが多分質問されたかと思うんですが、予算の中で、細節で事業項目が、就学世帯の予算と、高校世代とが全て1つになった予算になっているため、ちょっと分かりづらかったと思います。

先ほど説明はさせていただいたんですが、5年10月以降ということで、83名分として、医療費拡充分として155万1千円を見込んでおります。

実際に利用されてる状況が、同じ年齢の実績に基づいて算出しており、実際にはどうなるかは、あくまでも見込みですので詳細には分からない状況ではありますが、予算はそういう形を計上させていただいており

ます。

民生委員の成り手不足ということで、これにつきましては、当町においても全国同様、四苦八苦しなから、今回民生委員の改選期ということで、本年度改選をさせていただきました。

当町の場合においては、当課から区長さんに、民生委員の要請し、候補者を推薦していただくこととしております。

全国のように、それぞれの代表者を選出するやり方とは違っておりますが、当町においては、その区長さんが、地域内をよく精通され、人選もされるなど、率先して、民生委員の候補者、児童委員の候補者を推薦していただくことで、充足率100%。今回も、民生児童委員になられる方、2名分が決定していましたが、先の議員立候補等の都合で、民生児童委員法に従って、辞退されたということがあって、その2名分もまた改選する必要が出ておりました。また区長さんでは、どうしても対応ができないという場合においては、私どもが対象者になられる方に対して、区長さんと一緒に訪問して、民生委員になっていただくことを説得し、今回も、充足できたという状況でありますので、当町においては、児童委員、民生委員さんの欠員等はないという状況にあります。

この状況をいつまで続けられるかということは、現時点では分からない状況ではありますが、区長さんはじめ、地域の役員さん、当課が一体的になって進めてまいりたいと思います。

3点目25ページの部落の地域活動計画並びに地域計画具現化、この元になる地域計画と地域福祉計画もあります。

それにおきましては、町長が、全体の提案の中で、各計画、部落計画においては、出身職員または出身職員がいない場合においても、各部落に、事務局職員として2名から3名配置し、計画の策定から運営等について、対応していくということと同時に、全職員は、地域に帰り、部落の支援を行うことで、この計画を当然支援していかないとはいけません。その支援を具現化するためにも、職員は地域に帰って、一緒に行動するようにという町長の命が出ておりますので、職員のほうも、それを熟知

赤松委員	<p>した上で対応していくものと、考えております。</p> <p>まず子ども医療費の助成事業についてはよくわかりました。</p> <p>その次の民生委員の成り手不足につきましては、町内100%の充足率ということでございます。</p> <p>この充足率に当たっては、区長さんをはじめ関係者の皆さんが、苦勞されて、一生懸命勤められて100%ということでございますので、役員の皆様方の御苦勞がよく分かるわけでございますが、ひとつ100%を維持できますよう、取り組んでいただけたらと思います。</p> <p>それから最後の地域福祉計画等における、町職員の支援ということでございますが、これ、特に今ほど説明ありましたように、町長のほうからの指示に、特に強い要請によってそういう体制を敷かれているというようにございます。</p> <p>やはりこの協働のまちづくりには、町民の方は当然でございますが、やはり1番そういう行政でいろいろと勉強されておられます職員の支援というものが大変重要になると思いますので、是非地域でやはり区長さん等を中心にして、職員の方が支援していただく、スムーズに支援を得ることができるような仕組みというか、そういうものもお互い連携が取りやすいことも、今後できますように、ひとつ御指導を願いたいと思います。</p>
山田委員	<p>業務計画の24ページ、マイナンバー制度についてちょっとお尋ねしたいと思います。</p> <p>取得率が本町では70.4%ということで、休日及び時間外交付窓口の開設等で、大変努力されていることが承知しとるんですけども、最終的には、何%を目標にされているのか、またいつ頃までされるのか、また健康保険証とのですね絡みというか、一部では健康保険証もなくともそれで使えるとか、いうことをちょっとお聞きはしてるんですけども、そこら辺の具体的な切替えというか、対応時期とか、そこら辺が、もし分かれば教えていただけたらというふうに思います。</p>
久保田課長	<p>マイナンバーカードの交付状況等含めて、概要だけ説明させていただ</p>

きましたが、当町の今現在の申請率が、先ほど申しあげました82.6%、交付率が70.4%、このあらきがありますので、最低でも82%をクリアし、できれば85%ぐらいには持っていきたいと考えております。

マイナンバーカードにつきましては、現在、身分証明としての活用など、社会保障、税、災害対応の行政手続に必要なものとなっております。

今現在においても、身分証明のほかにも、マイナポータルの運用として、子育て福祉、介護、行政サービスのワンストップ、行政からのお知らせを受けることができるようになっていきます。

またオンラインによる税の確定申告。ちょうど今申告期間ですので、その申告にも活用出来ますし、住民票の転出届の提出も、窓口に来なくても、転出時は、転入先は、本人が窓口に行かないといけません、転出においてはそれも不要となっております。

国におきましては、マイナンバーカード実施義務化を進めております。

市町村ごとに取得率を公表して、普及状況に応じて、地方交付税やデジタル関連交付金の配分に差をつける方針を打ち出し、自治体に対策を急がせ、令和5年3月末で、ほぼ全国民に交付する目標と国が進めております。

このマイナンバーカード内臓ICチップの活用としては、先ほど言われましたように、令和3年3月に、健康保険証の本格運用と同時に、特定健診データをマイナポータルに提供、同年10月に延期をされたものの、マイナポータルの薬剤、医療費情報提供を開始し、さらに5年3月に、全ての医療機関で導入を目指しております。

6年秋には、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードを保険証に切り替える予定であります。

マイナンバーカードを取得されていない方については、まだ、各市町には具体的な内容通知はありませんが、新聞報道で見ると、資格確認書を交付し、対応するという事ですので、従来の滞納されてる方の資格証

	<p>とはちょっと別のものになる予定であります。</p> <p>7年3月には、運転免許証との一本化を開始するなど、マイナンバーカードの多機能化に加え、買物に使えるポイント付与普及ということで現在進めているところであります。</p> <p>当町においても、8月10日に、本町に特設窓口を開設して、マイナンバーカード申請や、ポイント申請サービスサポート申請を行っております。</p> <p>今後も、重点計画として、国においてはマイナンバーカードをデジタル社会の基盤の1つと協調されております。</p> <p>社会保障3分野業務に限られている用途を、検討作業を加えて、国民の理解を得られるものから利用対象を追加することで今どんどんと進められております。</p> <p>皆さんにおきまして、新聞など情報をいろいろと見ていただいて、対応できるところは、こちらから要請するかもしれませんが、その時には、協力をお願いできたらと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願ひします。</p>
山 田 委 員	<p>今ほどの説明で、今後の対応とか、いろいろ努力されている点、よく理解できました。</p> <p>大変メリットのほうがたくさんあるようには思いますけども、例えばデメリットの可能性もあると思いますので、そこら辺も含めて、特にメリットのほうですね、皆さんに周知していただいたら、お互いの業務の改善とか効率化が図られると思いますので、そこら辺でまたよろしくお願ひしたいと思います。</p>
山 石 委 員 長	<p>他にありませんか。</p> <p>質問が無いようであれば、採決に移ります。ただいま審査しております議案第18号について、原案のとおり御承認いただけますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山 石 委 員 長	<p>賛成全員です。</p> <p>したがって、当委員会は、議案第18号「令和5年度松野町一般会計</p>

<p>久保田課長</p>	<p>予算」歳入該当分、歳出2款総務費、3款民生費、10款教育費、町民課・吉野生支所所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第19号「令和5年度松野町国民健康保険特別会計予算」の審査を行います。</p> <p>担当課長に説明を求めます。</p> <p>議案第19号「令和5年度松野町国民健康保険特別会計予算」について説明いたします。</p> <p>これから申し上げる内容については、3月8日の国民健康保険運営協議会において、承認を頂きましたものであることを申し添えます。</p> <p>令和5年度の予算総額は587,000千円であります。</p> <p>これまで国民健康保険は、市町村単位で運営してきました。しかし、平成30年度から、都道府県単位で運営を行うことになりましたが、特に大きな問題もなく5年が経過しようとしています。</p> <p>愛媛県は、市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村は、愛媛県から示される「国民健康保険事業費納付金」を国民健康保険税として被保険者から徴収し、愛媛県に納付することになっています。</p> <p>先ずは、主な歳入について説明いたします。</p> <p>予算書の8ページ。1款 1項 1目 一般被保険者国民健康保険税は、63,293千円で、団塊の世代が、国保から後期高齢者医療に移行中であり被保険者数は、前年度対比50名の減の920名としたものの、地域経済は、緩やかに回復していることから、これを考慮して計上しています。</p> <p>2目 退職被保険者等国民健康保険税は、20千円で、平成27年3月末より退職被保険者制度が廃止となり、これ以降、新規の加入がなく、経過措置中の方は65歳になったことから、退職被保険者は存在なくなりました。そこで滞納繰越分の回収額のみを計上しています。</p> <p>9ページ。4款 1項 1目 保険給付費等交付金 1節 普通交付金は、保険給付に要する費用として全額交付される交付金として、43</p>
--------------	--

8, 484千円であります。

2節 特別交付金は、8, 772千円で、国保保険者として、特定健診・特定保健指導に加えて、データヘルス計画に基づく、効果的・効率的な保健事業の実施、医療関係者と連携した生活習慣病の重症化予防、後発医薬品使用促進のための自己負担差額通知、重複投薬の是正に向けた取組みなど保険者の取り組みに応じた事業として、保険者努力支援分として交付されるもの、1, 826千円を含んでいます。

10ページ。7款 1項 1目 一般会計繰入金は、68, 342千円であり、職員給与費等分を中心に、財政安定化支援分、保険基盤安定・保険税軽減分、保険基盤安定・保険者支援分、未就学児均等割保険税分、特定健康診査、地方単独事業影響分は、前年度と同様の項目であります。

11ページ。8款 繰越金は、歳入合計額の調整として、8, 033千円を計上しています。

歳出の主なものについて説明いたします。

予算書の13ページ。1款 1項 1目 一般管理費は、13, 124千円で、保険事業係1名分の人件費と、国保業務に係る事務費を計上しています。

委託料2, 584千円のうち、国保中央会の基幹システム・国保総合システムが令和6年3月に保守期限を迎えるため、次期国保総合システムに更改されます。そのため、当町の国保システムも更改が必要となり、新規に国保中央会対応分の次期国保総合システム一括調達負担金として970千円を計上。及び、国保保険者のニーズに合わせて、国保中央会のシステムを補完する愛媛県国保連合会の外付けシステムも更改が必要となったため、新規に愛媛県国保連合会対応の次期国保総合システム外付け機能開発経費負担金1, 941千円を計上しています。

14ページ。2目 連合会負担金は、523千円であります。

2項 1目 賦課徴収費は、8, 337千円で、賦課徴収係1名分の人件費と、国保税徴収業務に係る事務費を計上しています。

15ページ。2款 保険給付費は、新型コロナウイルス感染症の影響

を鑑み、1項 1目 一般被保険者療養給付費を380,000千円としています。

16ページ。2項 高額療養費においても、同様の影響を鑑みて、1目 一般被保険者高額療養費を55,000千円としています。

減額の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、高額な医療費として医療機関に支払う、被保険者の3割・2割の一定率の医療費の自己負担額も減少することにより、医療費の自己負担限度額を超える部分も減少することから、払い戻し額に影響がでるためであります。

17ページ。3項 出産育児諸費は、2,500千円で、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で8万円増額し、50万円に引き上げられることになったことから、これに対応し予算化しています。

18ページ。6項 傷病手当費は、3,398千円で、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する手当を令和2年度に創設したものであり、給付期間が令和3年3月末から段階的に、6回延長され令和5年5月7日までとなったことから予算化しており、なお、更に延長されることを見越して1年分を計上しています。

3款 国民健康保険事業費納付金は、愛媛県から示され保険税として徴収し、愛媛県に納付するものです。1項は、医療給付費分として、78,909千円、

19ページ。2項に、後期高齢者支援金等として、23,644千円、3項に、介護納付金分として、6,347千円を計上しています。

20から21ページ。6款 保健事業費は、8,549千円で、会計年度任用職員1名分の報酬と、特定健康診査事業に係る経費を計上しています。

22ページ。8款 2項 償還金及び還付加算金は、所得更生や修正による保険税の還付を行うもので、1目には、一般被保険者保険税還付分として、310千円を計上しています。

山石委員長	<p>その他の項目については、省略いたしますので、後ほどご確認を願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただき、ご承認賜わるようお願いいたします。</p> <p>担当課長の説明が終わりました。</p> <p>委員からの質問を許します。</p> <p>質問が無いようであれば、採決に移ります。</p> <p>ただいま審査しております議案第19号について、原案のとおり御承認いただけますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山石委員長	<p>賛成全員です。</p> <p>したがって、当委員会は、議案第19号「令和5年度松野町国民健康保険特別会計予算」については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第21号「令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」の審査を行います。</p> <p>担当課長に説明を求めます。</p>
久保田課長	<p>議案第21号「令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について説明いたします。</p> <p>令和5年度の予算総額は175千円であります。</p> <p>予算書の6ページ。歳入では、償還業務が令和3年度で終了したものの、県の補助金は当面5年間延長されたことから、例年どおり1款 償還推進助成にかかる県補助金 169千円を計上し、</p> <p>8ページ。歳出では、1款 事務費 174千円で、住宅新築資金等の償還金の償還業務に係る経費を計上しています。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただき、ご承認賜わるようお願いいたします。</p>
山石委員長	<p>担当課長の説明が終わりました。</p> <p>委員からの質問を許します。</p>

<p>山石委員長</p>	<p>質問が無いようであれば、採決に移ります。</p> <p>ただいま審査しております議案第21号について、原案のとおり御承認いただけますか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>賛成全員です。</p> <p>したがって、当委員会は、議案第21号「令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第23号「令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」の審査を行います。</p> <p>担当課長に説明を求めます。</p>
<p>久保田課長</p>	<p>議案第23号「令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」について説明いたします。</p> <p>令和5年度の予算総額は74,500千円であります。</p> <p>予算書の6ページ。歳入においては、1款 後期高齢者医療保険料は、被保険者数は、前年度対比9名の減の962名とし、愛媛県後期高齢者広域連合会の算定による、特別徴収と普通徴収を合わせて、39,205千円を計上しています。</p> <p>3款 1項 1目 事務費繰入金は、6,290千円であり、2目 保険基盤安定繰入金は、24,842千円を計上しています。</p> <p>7ページ。5款 2項 1目 受託事業収入は、3,956千円で、保健事業費の受託事業分となります。</p> <p>9ページ。歳出では、2款 後期高齢者医療広域連合納付金は広域連合算定により、69,625千円としております。</p> <p>3款 保健事業費は、3,956千円で、健康診査事業に係る経費を計上しています。</p> <p>その他の項目については、ほぼ前年とおりの編成としておりますので、後ほどご確認を願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただき、ご承認賜わる</p>

<p>山石委員長</p>	<p>ようお願いいたします。</p> <p>担当課長の説明が終わりました。</p> <p>委員からの質問を許します。</p> <p>質問が無いようであれば、採決に移ります。</p> <p>ただいま審査しております、議案第23号について、原案のとおり御承認いただけますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>山石委員長</p>	<p>賛成全員です。</p> <p>したがって、当委員会は、議案第23号「令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和5年4月27日</p> <p>松野町議会総務常任委員会委員長 山石 恭助</p>